総 行 給 第 5 5 号 総 行 公 第 102 号 総 行 女 第 2 3 号 令和 5 年 1 0 月 2 0 日

各都道府県知事 各指定都市市長 各都道府県議会議長 各指定都市議会議長 各人事委員会委員長

総務副大臣 馬場 成志 (公印省略)

地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

本日、公務員の給与改定に関する取扱いについて、別紙のとおり閣議決定が行われました。

各地方公共団体においては、地方公務員の給与改定等を行うに当たって、 閣議決定の趣旨に沿って、特に下記事項に留意の上、適切に対処されるよう 要請いたします。

地方公営企業に従事する職員の給与改定等に当たっても、これらの事項を十分勘案の上、適切に対処されるようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いします。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助 言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言) に基づくものです。

記

第1 本年の給与改定及び給与の適正化について

各地方公共団体において職員の給与改定を行うに当たっては、地方公務員法の趣旨に沿って、次の事項に留意しつつ、適切に対応すること。その際、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、給与制度又はその運用が不適正であること等により地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を講じること。

1 本年の給与改定について

国家公務員の月例給については、官民給与の較差を踏まえ、行政職俸給表(一)において、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、平均1.1%の引上げ改定を行うこととされたところである。

また、国家公務員の期末・勤勉手当については、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.1月分引き上げることとし、本年度の12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、令和6年度以降は6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げることとされたところである。

各地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を 踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するこ と。

その際、地域における国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、例えば、高卒程度の採用区分の職員の多くが上位級に在級していること等適正な人事管理による結果である場合を除き、給与制度又はその運用が不適正であること等によるため、必要な是正措置を速やかに講じること。

特に、仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

さらに、期末・勤勉手当については、勤務実績に応じた給与の推進を図るよう適切な改定を行うこと。

2 給与の適正化について

- (1) 国においては、平成25年1月1日から、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するとともに、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の改正により、平成26年1月1日から55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止とするなど昇給抑制措置が講じられたところである。各地方公共団体においても、国の取扱い、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」(平成25年1月28日付け総行給第1号)及び令和5年度の定年引上げとこれに伴う諸制度の施行を踏まえ、高齢層職員の昇給抑制等について、速やかに必要な措置を講じること。
- (2) 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その 他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定 めている場合(いわゆる「わたり」を行っている場合)等、不適正な給 与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

また、級別の職員構成については、職務給の原則にのっとり職務実態に応じた厳格な管理に努め、上位級の比率が過大である場合には計画的に適正化を図ること。

特に、能力・実績に基づく人事管理を徹底する観点から、等級別基準

職務表を給与条例に定めるとともに、等級等ごとの職員数の公表を行うこととされており、各地方公共団体においては、職務給の原則を徹底し、議会や住民への説明責任を果たされたいこと。

(3) 諸手当の在り方については、一般行政職のみならず職種全般について不断に点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、その適正化を図ること。

特に、地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。

都道府県において、人事管理上一定の考慮が必要となる場合にあっては、国の基準にのっとった場合の支給総額を超えない範囲で、支給割合の差の幅の調整を行うことは差し支えないが、地域手当の趣旨が没却されるような措置は厳に行わないこと。

- (4) 平成18年の給与構造改革における国家公務員の経過措置額については、平成26年3月31日をもって全額廃止されていることを踏まえ、未対応の地方公共団体においては、速やかに必要な措置を講じること。
- (5) 平成27年の給与制度の総合的見直しにおける国家公務員の経過措置額については、平成30年3月31日をもって全額廃止されていることを踏まえ、未対応の地方公共団体においては、速やかに必要な措置を講じること。
- (6) 人事評価については、その実施が義務付けられており、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされ、また、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこととされている。

このことを踏まえ、市町村をはじめ人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていない団体にあっては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」(平成26年8月15日付け総行公第67号・総行経第41号)に留意の上、速やかに必要な措置を講じること。

特に、勤勉手当の支給や昇給等について、人事評価の結果を反映させずに一律に行う等、法の趣旨に反する運用がある場合には、速やかな是正を図ること。

- (7) 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- 3 給与改定に当たっての対応について
 - (1) 人事委員会においては、その機能を発揮し、地域の民間給与をより的確に反映させる観点から、公民較差のより一層精確な算定、公民比較の勧告への適切な反映、勧告内容等に対する説明責任の徹底などの取組を引き続き行うこと。また、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡にも十分留意

すること。

人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に適切な対応を行うこと。

(2) 地方公共団体における職員の給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待って行うべきものであり、国に先行して行うことのないようにすること。

また、給与条例の改正は、議会で十分審議の上行うこととし、地方自 治法第179条(長の専決処分)の規定に該当する場合を除き、専決処分に よって行うことのないようにすること。

第2 在宅勤務等手当の新設

国においては、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、在宅勤務等手当を新設し、令和6年度から、住居その他これに準ずる場所において、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に月額3,000円を支給することとされたところである。

また、在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずることとされたところである。

なお、在宅勤務等手当の支給根拠となる地方自治法第204条第2項は、給与法の改正と同時期に改正を行うことを予定しているので、各地方公共団体においては、給与法及び地方自治法の改正等を踏まえ、適切に対処すること。

第3 その他の事項

1 定員については、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支 障を来すような国の施策を厳に抑制することとされているところである。 各地方公共団体においては、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政 課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理 の推進に取り組むこと。

なお、定年引上げに伴う定員管理については、「地方公務員の定年引上 げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等について」(令 和4年6月24日付け総行給第48号)及び「定年引上げに伴う国家公務員の 特例的な定員措置の考え方を踏まえた地方公務員の定員管理に関する留 意事項等について」(令和4年12月23日付け総行給第85号)を踏まえ、中 長期的な観点からの定員管理の取組を計画的に進めること。

- 2 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民 等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹 底すること。
- 3 地方公務員の勤務時間におけるフレックスタイム制の更なる柔軟化に ついては、国家公務員における取組を考慮し、各地方公共団体の実情に即

し、適切に判断すること。

4 会計年度任用職員については、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」(令和4年12月23日付け総行公第151号・総行給第84号)等の趣旨を踏まえつつ、適正な任用・勤務条件の確保を図り、給料、報酬及び期末手当は適切に決定すること。

なお、「地方自治法の一部を改正する法律(会計年度任用職員に対する 勤勉手当の支給関係)の運用について」(令和5年6月9日付け総行給第 29号・総行女第12号)を踏まえ、令和6年度から、対象となる職員に、勤 勉手当を適切に支給すべきものであること。

また、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」(令和5年5月2日付け総行給第21号)を踏まえ、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること。

5 地方公務員の中途採用については、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16日閣議決定)等における就職氷河期世代支援の趣 旨も踏まえ、新たな中途採用試験の実施、既に実施している中途採用試験 における採用予定者数の増に係る検討、受験資格の上限年齢の引上げなど の応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などに引き続き取り組むこと。

公務員の給与改定に関する取扱いについて

令和5年10月20日 閣 議 決 定

- 1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号) の適用を受ける国家公務員の給与については、去る8月7日 の人事院勧告どおり改定を行うものとする。
- 2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年 法律第33号)の適用を受ける国家公務員の勤務時間について は、去る8月7日の人事院勧告どおり、令和7年度から、フ レックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した 上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設ける措 置の対象となる職員の範囲を拡大するものとする。
- 3 特別職の国家公務員の給与については、おおむね1の趣旨 に沿って取り扱うものとする。
- 4 1、2及び3の措置に併せ、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。
 - (1) 国の行政機関の機構及び定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に沿って、厳格に管理を行う。
 - (2) 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第 4条第1項第6号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関 する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏ま え、適切に対応する。

また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる 適正な給与水準となるよう、必要な指導を行うなど適切に 対応する。

5 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、給与制度又はその運用が不適正であること等により地域における国家公務員又は民間の給

与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

また、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に 支障を来すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方公 共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管 理の推進に取り組むよう要請するものとする。